

令和6年度税制改正（消費税その他）の主な内容

(1) 外形標準課税の適用対象法人の拡大

1. 減資への対応

イ 法人事業税の外形標準課税の対象法人の判定基準は、資本金又は出資金が1億円超である。これに加えて、以下の要件を満たす法人も外形標準課税の対象となる。

- ① 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で
- ② 当該事業年度に資本金が1億円以下であっても
- ③ 資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人

上記の改正は令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

ロ 施行日(令和7年4月1日)以後最初に開始する事業年度については、上記にかかわらず、次の事業年度に外形標準課税の対象法人であって、令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税の対象とする。

- ① 公布日の前日の資本金が1億円超の場合・・・公布日を含む事業年度の前事業年度
- ② 公布日の前日の資本金が1億円以下の場合・・・公布日以後最初に終了する事業年度

2. 100%子法人等への対応

資本金と資本剰余金の合計額が50億円超の法人又は相互会社等(以下「特定法人」)の100%子法人等のうち、事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

上記の「100%子法人等」とは特定法人との間にその特定法人による完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行株式等の全部を保有されている法人をいう。

公布日以後に100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合には、その配当に相当する額を資本金と資本剰余金の合計額に加算した金額で判定する。

上記の改正で新たに外形標準課税の対象となる法人については、軽減措置として次の額を法人事業税額から控除する。

- ① 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度
従来の課税方式で計算した税額を超える額のうち、その超える額の3分の2
- ② 令和9年4月1日～令和10年3月31日までの間に開始する事業年度
従来の課税方式で計算した税額を超える額のうち、その超える額も3分の1

上記の改正は、令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 消費税

1. 高額特定資産を取得した場合の免税事業者及び簡易課税制度の適用制限

高額特定資産の課税仕入れ等を行った場合には、その課税仕入れ等を日の属する課税期間の翌課税期間から2年間は、免税事業者及び簡易課税制度は適用できないようになっている。

この制限措置の対象にその課税期間において取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円以上である場合を加える。

上記の高額特定資産とは、一の取引の単位につき課税仕入れに係る支払対価の額(税抜)が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいう。

上記の改正は、令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる金又は白金の地金等について適用する。

2. 国外事業者に対する納税義務の免除の特例等の見直し

① 納税義務の免除の特例等の見直し

イ 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、給与支払額による判定の対象から国外事業者を除外する。

ロ 資本金1,000万円以上の新設法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有する場合であっても、国内における事業開始時における資本金の額により判定を行う。

ハ 資本金1,000万円未満の特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、対象となる法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合のその法人も加える。

上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

② 簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者は簡易課税制度の適用を認めない。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用についても同様とする。

上記の改正は、令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用する。

③ プラットフォーム課税の導入

国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う消費者向けの電気通信利用役務の提供のうち、国税庁長官から指定を受けた事業者を介して対価を受取るものについては、そのプラットフォーム事業者が行ったものとみなす。

上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われる役務の提供から適用する。

3. インボイス制度の自動販売機特例の見直し

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機の特例については、帳簿への住所等の記載を不要とする。この改正は令和5年10月1日に遡って適用する。

(3) 外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

外国人旅行者向け免税制度により購入された物品と知りながら行った課税仕入れについては、仕入税額控除の適用を認めない。

この改正は令和6年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。

外国人旅行者向け免税制度は制度が不正に利用されている現状を踏まえ、令和7年度の税制改正において見直しを図る。

(4) 検討事項

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。